

【12】

新規参入資格等取得支援事業実施要領

(趣 旨)

第1条 林業事業体が新たな作業種への参入に必要な各種資格等取得の支援を行い、業務の多角化を助長することで、主伐・再造林の推進を図るため、一般財団法人長野県林業労働財団(以下「財団」という。)業務細則に基づいて行なう助成事業は、この要領により実施する。

(事業の内容)

第2条 財団は、林業事業体が雇用している林業就業者に受講させた次に掲げる講習等の受講経費について助成を行う。

- (1) 労働安全衛生法第六十一条第一項及び同法施行令第20条に定める次の技能講習
 - ・車両系建設機械(整地等)運転
 - ・小型移動式クレーン運転
 - ・玉掛け
 - ・不整地運搬車運転
- (2) 労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条に定める次の安全衛生教育
 - ・伐木等機械運転
 - ・走行集材機械運転
 - ・機械集材装置運転
 - ・簡易架線集材装置運転
- (3) 次の安全衛生教育
 - ・はい作業従事者
- (4) その他財団理事長が認めたもの

(助成対象期間、事業体要件、対象者、助成率)

第3条 助成の対象期間は、4月1日から2月28日とする。

- 2 助成の対象とする林業事業体は、以下の登録及び認定を受けていない事業体とする。
ただし、当該助成事業実施年度までの直近3年以内(事業実施年度の前年度から起算して連続する過去3年間)に新たな作業種に参入した者とし、開業届、登記等によりこのことが証明できる林業事業体とする。
 - (1) 意欲と能力のある林業経営者
 - (2) 育成経営体
 - (3) 認定事業主
- 3 助成の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 雇用保険の被保険者である者
 - (2) 期間の定めのない雇用契約又は12月以上の期間の定めのある雇用契約により雇用され、かつ、一週間の所定労働時間が20時間以上の勤務の者
 - (3) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは助成対象としない。

- a 当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業事業体
 - b 当該年度中の「緑の雇用」担い手確保支援事業（令和5年3月30日付け4林政経第872号林野庁長官通知）の対象者
- 4 助成の率は1 / 2以内とする。

（事業の実施）

第4条 財団理事長（以下「理事長」という。）は、様式第12-1号により事業体へ事業の実施を明らかにする。

（助成金交付申請）

第5条 助成を受けようとする林業事業体は、雇用している林業就業者が講習等の受講を修了したときには、速やかに助成金交付申請書（様式第12-2号）を理事長に提出するものとする。

- 2 添付書類は別表1に示すものとする。

（助成金の交付決定及び額の確定）

第6条 理事長は、助成金交付申請書の内容を審査し、予算の範囲内において助成金の交付決定と額の確定（様式第12-3号）を行うものとする。

（助成金交付請求書）

第7条 助成金の交付決定及び確定を受けた事業体（以下「事業実施主体」という。）は、理事長から助成金の交付決定及び額の確定の通知があったときは、速やかに助成金交付請求書（様式第12-4号）を提出するものとする。

（提出期限）

第8条 事業実施主体が理事長に提出する様式の提出期限は、前条までによる通知文によるものとする。

（助成対象経費の控除）

第9条 当該事業の助成対象経費について、他の団体（国等）から助成等を受けた場合は、速やかに理事長へ報告するものとする。

- 2 その場合、他の団体（国等）の助成額を控除した額に対し、助成基準内で助成するものとする。

（証拠書類の保存）

第10条 事業実施主体は、助成事業に関する証拠書類等を実施した翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委 任)

第11条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1) 申請等の添付書類

助成金交付申請書
<ul style="list-style-type: none">・雇用契約書等の写し・支出伝票、領収書等の写し・講習の修了証等の写し